

広島県文化芸術イベント等支援事業 Q&A

【申請方法】

質 問	回 答
<p><複数法人での申請方法> 複数の法人で構成する共同体がイベント主催者となる場合、申請者についてはどのように取り扱えばよいか。</p>	<p><u>いずれか1社を代表法人として定めていただき、その法人が申請者となって申請をしてください。</u></p>
<p><断続的に開催するイベントの申請方法> 定期公演など、イベントが間隔を空けて複数日にわたって行われる場合、それぞれのイベント日ごとに申請する必要があるのか。まとめて申請することは可能か。</p>	<p><u>どちらの申請方法でも結構です。(申請方法により支援金の支給額が変わることはありません。)</u> なお、支援金については、イベント終了後に実績報告を行っていただいた後に支給します。複数日分についてまとめて申請した場合は、全てのイベント日程が終了した後に支援金を一括して支給しますので、こうした点を踏まえて、申請方法を選択してください。</p>

【支援要件】

質 問	回 答
<p><ホール・劇場等の具体例> 「ホール・劇場等」とは、具体的にはどのような場所を指すのか。</p>	<p><u>多目的ホール、文化ホール、文化センター、交流館、音楽ホール、ライブハウス、アリーナ、野外コンサート会場</u>などです。</p> <p>なお、必ずしもこれらに限定するものではなく、有料でスペースを借り受ける場合には、支援の対象となる場合があります。個別にお問合せください。</p>
<p><展示イベント等> 芸術作品などの展示イベントや文化芸術に関する講演会については、支援の対象となるか。</p>	<p><u>対象となりません。</u></p>
<p><特定会員へ公開するイベント> 特定の会員のみが鑑賞できるイベントについては、支援対象となるか。</p>	<p><u>会員募集を随時行っているなど、イベントに参加したいと思う方が参加できる余地がある場合においては、支援対象となります。</u></p> <p>イベントの告知を行った段階で、会員募集を締め切っているような場合には、イベントへ参加できる範囲が限定されている状況であるため、不特定多数への公開とは言えず、支援対象とはなりません。</p>
<p><後日の動画配信> 無観客での実演について撮影した動画を、一定の編集をした上で後日に配信する場合は、支援対象とならないのか。(ライブ配信でないと対象とならないのか。)</p>	<p><u>支援対象となりますが、遅くとも令和3年3月31日までに配信していただく必要があります。</u></p>

質 問	回 答
<p><後日の動画配信②> A会場で動画配信を行うための演奏を撮影し、後日、B会場において、トークなどを交えてその動画を不特定多数に対し放映する場合、支援対象となるのか。</p>	<p>この場合、(実際に実現芸術を行っている)A会場の使用料が支援対象経費となります。 B会場においては、既存動画の放映を行うものであり、その場で演奏が実演されているものではないため、B会場の使用料は支援対象となりません。</p>

【支援対象経費・支援金額】

質 問	回 答
<p><定員のカウント> 使用会場の定員が、スタンディングと固定席のそれぞれの場合で定められている場合、支援金上限額の区分については、どちらの定員が適用されるか。</p>	<p>いずれか多い方の定員(通常であれば、スタンディングの定員)を適用します。</p>
<p><複数会場における定員のカウント> 複数会場を使用して1つのイベントを行う場合、支援金の上限額はどのように算定されますか。</p>	<p>同一日に、複数会場で1つのイベントを行う場合には、各会場の定員数を合算した定員で、支援金上限額の区分を適用します。 (例) ●月▲日に、A会場(定員 300 名)とB会場(定員 400 名)で1つのイベントを行う場合 ⇒会場定員を 700 名とし、「500 人以上 1,000 人未満」の区分の上限額を適用します</p>
<p><会場使用料に含まれる基本機材の利用料> 音響・映像機器の利用料・借用料は支援対象経費とされていないが、会場使用料の中に備付けの機材の利用料も含まれており、かつ、会場使用料と不可分の場合はどのようになるのか。</p>	<p>その場合、機材の利用料が含まれた会場使用料全額が支援対象経費となります。</p>

【新型コロナウイルス感染防止対策】

質 問	回 答
<p><感染防止マニュアルの作成> 新型コロナウイルス感染防止マニュアルの作成の際にどのような点に留意すればよいか。</p>	<p>県が定めた「<u>新型コロナウイルス感性拡大防止のための広島県の対処方針</u>」と各業界団体が定めた「<u>業種別ガイドライン</u>」をベースに、イベントの内容に応じて作成してください。</p> <p>その際、募集案内16ページに掲載している「必ずマニュアルに記載していただく内容」については、漏れなく記載してください。</p> <p>また、イベント実施において想定される流れを踏まえた上で、運営者・出演者・来場者それぞれに対する対策を検討し、マニュアルへ記載してください。</p> <p>特に、舞台裏(楽屋等)での出演者の行動や、会場の外(ロビーなど)での飲食を認める場合など、感染リスクが高いと思われるケースでの対策について、抜け落ちないように注意してください。</p>
<p><「広島コロナおしらせQR」の活用> 「広島コロナおしらせQR」の導入が必須とされているが、使用会場で既に登録・掲示されている場合、改めて、イベントでのQRの登録についても必要か。</p>	<p>使用会場で既にQRの登録がされている場合は、そのQRを活用していただければ結構です。</p> <p>その場合、使用会場の管理者からQRの掲示物入手していただき、交付金申請の際の添付書類として提出していただくこととなります。</p> <p>もちろん、イベントでの登録を行っていただいても結構です。</p>

【実績報告】

質 問	回 答
<p><コロナ対策経費が確認できる書類> (12/1 追記) コロナ対策経費として、物品等を購入した場合には、それを確認できる書類を提出することとされているが、消毒作業等の人件費がかかった場合、その人件費を支払ったことが確認できる書類の提出は必要ないのか。</p>	<p>こうした人件費については、一律に支払を確認できる書面の提出は求めていませんが、<u>イベントの規模や当該人件費の総額などを勘案し、別途資料の提出をお願いすることがあります。</u></p> <p>そのため、募集案内などにも記載しているとおり、こうした資料については、<u>県からの求めに応じていつでも提出できるよう適切に保管しておいてください。</u></p>
<p><会場管理者の証明書> (12/1 追記) 会場の管理者の証明は、法人の場合、代表者が記名押印を必ず行う必要があるのか。</p>	<p><u>実質的に会場の管理権限を有する方(館長など)の記名・押印でも構いません。</u></p>

【その他】

質 問	回 答
<p><支援事業についての表示> 支援金の交付決定がされた事業の発行物などに「広島県支援事業」と表示する必要があると思うが、支援決定前に発行したものについては、どのように対応したらよいか。</p>	<p><u>支援決定後に発行するもの</u>について、「広島県支援事業」と表示してください。 発行済みのものについては、対応可能な範囲内で修正するなど対応してください。</p>
<p><不可抗力によるイベントの中止> 災害などの不可抗力により、やむを得ずイベントを中止したが、準備のために要した経費(会場のキャンセル料, 感染予防物品の購入費)の支払が必要となる場合、この経費については支援してもらえないのか。</p>	<p>地震・風水害等の影響や感染症拡大防止のためなど、<u>主催者の責めに帰することができない事情により、支援の決定を受けたイベントをやむを得ず中止した場合には、それまでに要した経費を支援対象とすることが可能です。</u>この場合、中止判断を行った後速やかに、「問合せ先」まで連絡してください。 なお、単に主催者の都合によりイベントを中止する場合には、支援金は支給されません。</p>